

外国語指導助手派遣業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「外国語指導助手派遣業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 外国語指導助手派遣業務委託
- (2) 業務内容 外国語指導助手派遣業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は、8,910,000円／年（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

令和8年1月15日（木）	公募開始
令和8年1月30日（金）	質疑受付締め切り
令和8年2月5日（木）	質疑に対する回答（ホームページ）予定
令和8年2月10日（火）	企画提案書等の提出締め切り
令和8年2月18日（水）	プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 篠栗町における、令和6・7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 篠栗町から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与

していると認められるとき。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

6 質疑・回答

- (1) 提出方法 別添の質疑書（様式2）により、電子メールにて提出すること。
※ただし、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 期 限 令和8年1月30日（金）午後5時（必着）
- (3) 提 出 先 篠栗町教育委員会学校教育課 gakkyo@town.sasaguri.lg.jp
- (4) 回答方法 本町公式ホームページにて回答を掲載する。

7 参加申込の手続き

- (1) 提出書類
プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類をデータで提出すること。
 - ア 参加申込兼誓約書（様式1）
 - イ 企画提案書
 - ウ 價格見積書
- (2) 提出期限
令和8年2月10日（火）午後5時（必着）
- (3) 提出方法
電子メール
- (4) 提出先
篠栗町教育委員会学校教育課 gakkyo@town.sasaguri.lg.jp

8 企画提案書作成方法

企画書は、A4サイズ（文字フォント11pt以上、向き自由、ページ数指定なし）で作成し、下記ア～オの必要要素の内容を記載すること。また、企画提案書は提出者の技術的能力及び経験実績等を評価する重要な資料となるため、下記ア～オに記述のない部分は提出者自らの経験、調査等を基に作成し、提案内容の充実に努めること。

ア 会社概要・実績

- ・ 住所、名称若しくは商号、設立年月日、代表者氏名、役員構成、資本金、従業員数、本業務を担当する事業所所在地・規模、A L Tの登録人数、事業内容等
- ・ 他自治体におけるA L T業務の受注又は支援実績の状況

(自治体名、実施年度、業務名、請負金額、契約期間、業務の概要等)

※令和5年4月1日から令和7年12月31日までの実績に限る。

イ 採用・研修

- ・ ALTの採用条件（学歴資格、日本語能力の条件など）及び採用方法
- ・ 現在雇用しているALTの人数及び勤続年数
- ・ ALTの研修及び講習内容等の計画・体制（業務開始までの準備段階から契約終了日まで）

ウ 管理体制

- ・ 勤務管理、労務・法務管理、評価指導体制、住居・交通手段等の生活支援方法等
 - a 労働関係法や派遣法、その他法務全般を踏まえた、ALTの服務状況の把握方法、遅刻・欠勤等への対応方法
 - b 勤務評価の方法、評価後の指導体制、評価結果の活用
 - c 日常生活の支援を含めた、ALTの連絡相談体制
- ・ ALTの危機管理体制（欠員時や災害・緊急時の対応、法令遵守、個人情報の流失防止等のリスク管理等）
- ・ 各種保険への加入状況
- ・ 教育委員会及び学校からの要望、苦情等を把握する仕組みや労働派遣法に関する諸手続きの助言など学校・教育委員会のサポート体制

エ 業務に対する取組み

- ・ ALTを活用した外国語教育に対する考え方
- ・ 新学習指導要領に対応した教材・教具等研究・開発に対する考え方
- ・ 小中学校における外国語活動、外国語科のために必要な教材の研究及び開発体制について記載すること。
- ・ 教材研究開発のため専門組織があり、研究に取り組んでいる場合は併せて明記すること。
- ・ 新学習指導要領に基づき、小中学校における外国語活動、外国語科の教育課程の進歩を重視したALTの活用方法
- ・ ALTが教員に対して、外国語教材及び学習プログラム、指導方法、アイデア等を提案した実際の事例
- ・ 授業を円滑に進めるために効果的な教員及びALTの打合せ方法

オ 取組意欲

- ・ 授業外（長期休業中、給食時、課外活動又は部活動等）におけるALTの効果的な活用方法
 - a 夏季休業中の教員研修の企画及び実施など、教職員に対する外国語教育の指導力向上につながるALTの活用方法
 - b 授業外における児童生徒に対するALTの活用方法

9 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。プレゼンテーション審査の基準については、別添「審査項目」を参照のこと。

ア 日時及び会場

令和8年2月18日（水）（予定） 篠栗町役場内

※開始時間及び会場等の詳細については、別途通知する。

イ 内容

提案者 1 者につき、プレゼンテーションに要する時間は 20 分、質疑応答に要する時間は 10 分を目安とする。

ウ 参加人数

3 人以内

エ 準備物など

電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ篠栗町が準備したプロジェクターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

1 0 審査結果

- (1) 通知方法 プrezentation審査を受けたすべての申請者に電子メールで通知する。
- (2) 通知時期 令和 8 年 2 月 20 日（金）

1 1 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

1 2 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成 13 年条例第 23 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競走上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 3 その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を篠栗町に請求することはできない。

- (3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当課あてに通知すること。（様式は任意）

- (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参加見積書の金額が3. 予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができまするものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件は、令和8年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

1.4 問い合わせ先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町教育委員会学校教育課 TEL:092-947-1360

FAX:092-948-1979